

# 2025年度 こだまボックル子ども会 総会

2025年度のこだまボックル子ども会総会は書面により開催します。

つきましては、次項以降の各議案内容をご検討いただき、議決権行使に対する賛否の意思表示をお願い致します。



議決権行使期間 2026年2月25日～3月1日

総会開催日 2026年3月1日

## 2025年度 こだまボックル子ども会総会

―書面による開催―

### 1. 議案

- ・ 2025年度 活動報告
- ・ 2026年度 活動計画(案)
- ・ 2025年度 決算報告
- ・ 2026年度 役員(案)
- ・ 規約

## 2025年度 活動報告

行事	実施日	参加者数
レク活動(消防団と遊ぼう)	2025/5/10	会員:26名 付添保護者:8名 世話人:3名 消防団:7名
レク活動(クリスマス会) ※寺子屋と共同開催	2025/12/14	子ども:26名 ※会員外含む 大人:13名
レク活動(ボルダリング & スケート)	2026/2/11	会員:17名 付添保護者:9名 世話人:3名
レク活動(寺子屋『Dear。。。』)	第2日曜日	会員:延べ126名 ※子ども食堂含む
資源回収	2025/6/14	会員:23名 保護者:12名 世話人:3名 自動車:7台
	2025/11/8	会員:22名 保護者:20名 世話人:3名 自動車:11台
町内スポーツ広場(国歌・国旗)	2025/10/19	世話人:3名 会員7名
町内秋季文化祭(作品展示)	2025/11/1,2	
女性防火防災講座	2025/6/14	会員:18名 保護者:10名 世話人:3名 一般参加者:21名
子ども会総会	2026/3/1 (書面決議)	

◎2025年度子ども会会員数: 38名

2026年3月1日  
こだまボックル子ども会  
会長 楫山 千絵

## 2026年度 活動計画(案)

行事	実施日
レク活動 わくわくひろば	4/11・9/13
レク活動 夏レク(スケート)	8/31
レク活動 クリスマス会(寺子屋共催)	12/13
レク活動(寺子屋『Dear。。。』)	第2日曜日 13:30~15:00 二本木コミュ
レク活動(子ども食堂)	第3土曜日 10:00~15:00 三河安城本町コミュ
資源回収	5/2(予備日なし)
町内秋季文化祭(作品展示)	11/1
子ども会総会	2027/3/1

2026年3月1日  
こだまボックル子ども会  
会長 楫山 千絵

こだまボックル子ども会 会計報告(2025年度)

	摘 要	収 入	支 出
1	前年度繰越金	1,087,741	
2	安城市子ども会育成連絡協議会 学区育成費		
3	安城市生涯学習課 地域子ども会育成事業費	29,000	
4	二本木連合町内会助成金	130,000	
5	第1回資源回収代	5,580	
6	第2回資源回収代	8,070	
7	臨時資源回収 (お化け屋敷)	460	
8	有価物回収助成金 (2024年11月分)	15,155	
9	有価物回収助成金 (2025年6月分)	12,950	
10	有価物回収地区報償金 (2024年度分)	115,045	
11	子ども会会費	49,400	
12	利息	1,385	
13	安城市子ども会育成連絡協議会年会費		2,000
14	全国子ども会安全共済		5,400
15	レク開催費 (消防団と遊ぼう)		18,641
16	レク開催費 (クリスマス会)		0
17	レク参加費・開催費 (ボルダリング&スケート)	54,570	131,516
18	寺子屋 2025年度分		10,000
19	二本木学区ソフトボール (解散のため返納)	44,862	
20	二本木八幡社・祭行事御神酒 (4回分)		8,800
21	6年生卒業記念品		8,000
22	プリンター・インク代・コピー代・通信費補助費		9,000
23	雑費		29,792
24	来年度繰越金		1,331,069
	合 計	1,554,218	1,554,218

決算期間:2025年2月1日~2026年2月15日

こだまボックル 会計 前田 麻衣

理 事	会 長	会 計
		

# 2025年度 収支決算報告

## 二本木小学校区子ども会ソフトボール

### (収入の部)

項目	金額	摘要
前年度繰越金	¥85,175	
利息	¥55	
合計	¥85,230	

### (支出の部)

項目	金額	摘要
飲食費	¥40,368	打ち上げ代
返納	¥44,862	
合計	¥85,230	

収入の部	¥85,230
支出の部	¥85,230
繰越金額	¥0

世話人	会長	理事
		

上記の通り 2025年度の会計報告をします。

2025年3月31日 2024年度世話人 緒方仁美

(2025年3月末で子ども会ソフトボール解散。3月だけの収支決算報告。)

# 2025年度 こだまボックル子ども会世話人総会

## 2025年度 決算報告

収入		支出	
前年度繰越金	1,087,741	育成連絡協議会年会費	2,000
地域子ども会育成事業費	29,000	全国子ども会安全共済	5,400
二本木連合町内会助成金	130,000	レク開催費(消防団と遊ぼう)	18,641
資源回収代	14,110	レク開催費(クリスマス会)	0
有価物回収助成金	28,105	レク開催費(ボルダリング&スケート)	131,516
有価物回収地区報償金	115,045	寺子屋	10,000
子ども会会費	49,400	二本木八幡社・祭行事御神酒	8,800
レク参加費(ボルダリング&スケート)	54,570	6年生卒業記念品	8,000
学区ソフトボール助成金(解散による返納)	44,862	インク・コピー代・通信費補助費	9,000
利息	1,385	雑費	29,792
		来年度繰越金	1,331,069
合計	1,554,218	合計	1,554,218

決算期間: 2025年2月1日～2026年2月15日

2026年2月15日

こだまボックル子ども会

会長

楫山千絵

収支決算に基づき、関係諸帳簿、証拠書類、預金通帳等調査したところ、  
いづれも正確かつ適正であることを認めます。

2026年 2月 18日

監査員

山本憲司



監査員

萩山克己



## 2026年度 こだまボックル子ども会 役員(案)

●理事・世話人

役職	氏名
理事	渡邊 裕子
会長	楫山 千絵
副会長	亀島 早貴
会計	前田 麻衣

# こだまボックル子ども会 規約

- 第1条 名称 この会は、二本木小学校区子ども会「こだまボックル」と称する。
- 第2条 目的 この会は、地域の年齢の異なる子供たちが一緒に楽しく活動し、年上の子どもは、リーダーシップや思いやりを育む場として、また、年下の子どもは、具体的な成長の目安やグループ活動の大切さを育み、共に成長する事を目的とする。
- 第3条 会員 この会は、安城市二本木小学校区内の子ども(園児、小学生)、子ども会世話人、同指導者、安城市子ども会育成連絡協議会理事をもって組織される。
- 第4条 事業 この会は、目的を達成する為に次の事業等を行う。
- 1) 文化活動
  - 2) レクリエーション
  - 3) 地域活動
  - 4) 諸団体協力事業
  - 5) その他
- 第5条 役員 この会に次の役員を置く。
- 1) 会長、副会長、会計、理事
  - 2) 理事は、二本木小学校区子ども会活動地域に居住する健全な成人で、現職者の推薦、二本木小学校区子ども会役員等の推薦、町内会、公職者の推薦がある者とし、各町内会役員、議員は兼務できない。
- 第6条 役員の職務 役員は次の通りこの会を運営する。
- 1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
  - 2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代理する。
  - 3) 会計は、この会の財務を執行する。
  - 4) 理事は会運営に、協力、助言、会計監査等をする。
- 第7条 会議 この会の会議は、総会及び役員会とする。
- 1) 総会は年1回開催し、この会の運営に関する重要事項について審議決定する。
  - 2) 役員会は必要に応じて開催し、会則の改正、事業計画、予算の立案等、この会の運営に関する事項を審議する。
  - 3) 会議は、会長または理事が招集し出席者の過半数の同意を得て決定する。
  - 4) この会には、特別会員を置く事が出来る。但し無償待遇扱いとする。

第8条 経費

この会の経費は、年会費、市町内会補助金、寄付金、その他の収入をあてる。

- 1) 年会費は、役員等で協議の上決定する。
- 2) この会は会員から別途事業参加費を徴収でき、余剰金については、本会計繰り入れ処理を行う。
- 3) この会計年度は、毎年2月1日～翌年1月31日までを基本とする。

第9条 部会

この会は必要に応じて運営協力部会を1つまで設ける事ができる。

第10条 細則

この会の運営に必要な事項は、役員会の議を得て別に定める。

- 1) 慶弔については、弔事のみとする。

子ども会会員死亡 5,000円      子ども会会員父母死亡 5,000円

育成者会員死亡 5,000円      育成者会員配偶者死亡 5,000円

附 則

この会則は、令和2年2月29日より施行する。

第5条 役員 2)理事の任期を令和4年3月6日より変更、施行する。

第5条 役員 2)理事の兼務に関する要件を令和5年3月5日より変更、施行する。

第4条 事業

第5条 役員

第6条 役員の職務

上記三条をスポーツ活動廃止に伴い令和7年3月2日より変更、施行する。